

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年12月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月13日から平成26年1月8日まで縦覧に供する。

平成25年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大久保谷地区	三豊市建設経済部土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中井用水地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三ノ瀬地区	”